

第7期鎌倉市障害福祉サービス計画
第3期鎌倉市障害児福祉計画
(令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))
(素案)

令和 年(年) 月
鎌 倉 市

はじめに



令和6年（2024年）3月

鎌倉市長 松尾 崇

目次

第1章 計画の概要	4
1 計画改定の趣旨	4
(1) 国の動向	4
(2) 神奈川県動向	5
(3) 市の動向	5
(4) 鎌倉市障害者福祉計画について	6
(5) SDGsの取組	7
2 計画の位置づけ	9
3 計画期間	11
第2章 成果目標	12
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	12
(1) 福祉施設から地域生活への移行者数	12
(2) 施設入所者数の削減	13
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	14
(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場	14
(2) 精神障害者の障害福祉サービス等の利用量	15
3 地域生活支援の充実	16
(1) 地域生活支援拠点の整備	16
(2) 強度行動障害者支援（新規）	18
4 福祉施設から一般就労への移行等	20
(1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	20
(2) 就労移行支援事業所における一般就労移行率（新規）	21
(3) 就労定着支援の利用者数	21
(4) 就労定着支援事業所における就労定着率	21
5 障害児支援の提供体制の整備等	22
(1) 児童発達支援センターの設置	22
(2) 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	23
(3) 主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保	24
(4) 医療的ケア児等支援のための協議の場及びコーディネーターの配置（一部新規）	25
6 相談支援体制の充実・強化等	26
(1) 基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	26
(2) 個別事例を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組み（障害者支援協議会）（新規）	28
7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築	30
(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	30

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用	31
--------------------------------	----

第3章 障害福祉サービス等の見込量 32

1 障害福祉サービス等の見込量算出方法	32
2 障害福祉サービス等の見込量	33
(1) 訪問系サービス	33
(2) 日中活動系サービス	34
(3) 居住系サービス	37
(4) 相談支援	38
3 障害児通所支援等の見込量	39
(1) 障害児通所支援	39
(2) 障害児相談支援	40
(3) 家族支援体制整備	40
4 地域生活支援事業の見込量	41
(1) 必須事業	41
(2) その他実施する事業（市任意事業）	47

第4章 資料等 49

1 計画策定の経緯	49
2 障害者施策に係る主な法制度等の動向	49
3 福祉に関する実態調査結果	49
4 関連例規等	49
5 用語集	49

第1章 計画の概要

1 計画改定の趣旨

(1) 国の動向

国では、平成28年（2016年）4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を、令和3年（2021年）4月に「地域共生社会の現実のための社会福祉法等の一部を改正する法律」を施行する等、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、共に支え合いながら暮らすことができる地域社会における共生の実現を目指しています。

障害福祉サービスの拡充等に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年（2013年）4月に障害者自立支援法を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されています。平成30年（2018年）4月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の更なる拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、「生活」と「就労」の一層の充実や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、令和5年（2023年）3月に策定した「第5次障害者基本計画」について、策定に当たっては、令和4年（2022年）5月に施行された、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的とした「障害者による情報取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえています。

(2) 神奈川県の変向

神奈川県では、平成28年（2016年）7月26日に県立障害者支援施設である津久井やまゆり園において、19名の生命が奪われるという大変痛ましい事件が発生したことを受け、このような事件が二度と繰り返されないよう、ともに生きる社会の実現を目指し、平成28年（2016年）10月に「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定しました。そして、当事者目線の障害福祉の推進を図り、誰もが喜びを実感できる地域共生社会の実現を目的とした「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を令和5年（2023年）4月に施行しました。

神奈川県は、この「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指すことを基本方針として、平成31年（2019年）3月に「かながわ障がい者計画（平成31年度～令和5年度）」を、当事者目線の支援の実践により「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指すことを基本方針として、令和4年（2022年）3月に「神奈川県障がい福祉計画（第6期 令和3年度～令和5年度）」をそれぞれ策定し、障害者施策を推進しています。また、令和6年度（2024年度）からはこの二つの計画を一本化し「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」を策定しています。

(3) 市の変向

本市が目指す「共生社会」は、多様な人々が尊重され、どのような立場になろうとも、自分らしくいられる社会です。日本国憲法第13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。」からはじまり、個人の尊厳及び幸福追求権について規定しています。

本市では、この「共生社会」の方向性を明文化するため、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定し、平成31年（2019年）4月1日から施行しました。条例では、個性や多様性の尊重、支え合い、社会参画の拡充を基本理念として、市、市民及び事業者が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に協力しながら、共生社会の実現のために取り組むことを規定しています。また、市の基本的な施策として、公共の場におけるコミュニケーションの手段を多種多様化することを規定しており、令和3年（2021年）7月に「鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する条例」を施行し、市は視覚障害者及び聴覚障害者等が利用しやすい多様な手段による情報発信に努めるものとしています。

国が、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、令和2年（2020年）6月に改正社会福祉法を成立し、令和3年（2021年）4月から「重層的支援体制整備事業」を創設したことを受け、本市でも、令和4年（2022年）4月から重層的支援体制整備事業を開始しました。重層的支援体制整備事業は、これまでの福祉制度・政策と、生活を送る中で直面する困難・生きづらさにより生じる様々な支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景として、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わな

い相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施するものです。

「第4期鎌倉市障害者基本計画」及び「第7期鎌倉市障害福祉サービス計画（第3期障害児福祉計画）」については、これらの基本理念を踏まえ、策定します。

(4) 鎌倉市障害者福祉計画について

本市では、平成30年（2018年）3月に「第3期鎌倉市障害者基本計画」を、令和3年（2021年）3月に「第6期鎌倉市障害福祉サービス計画（第2期障害児福祉計画）」をそれぞれ策定し、障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまちを目指して様々な取組を行ってきました。

「第3期鎌倉市障害者基本計画」及び「第6期鎌倉市障害福祉サービス計画（第2期障害児福祉計画）」の計画期間が令和5年度（2023年度）をもって終了することから、本市の障害者施策を計画的に推進するため、新たに令和6年度（2024年度）を初年度とした「第4期鎌倉市障害者基本計画」及び「第7期鎌倉市障害福祉サービス計画（第3期障害児福祉計画）」を策定します。

(5) SDGsの取組

① 持続可能な開発目標 (SDGs)

平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された“地球上の誰一人として取り残さない”を基本理念とする「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」は、先進国を含む全世界共通の目標として、平成28年(2016年)～令和12年(2030年)までに持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されており、持続可能な開発目標(SDGs)と呼ばれています。

	<p>1. 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>		<p>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>		<p>13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を練る</p>
	<p>2. 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>		<p>8. 働きがいも経済成長も すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する</p>		<p>14. 海の豊かさを探そう 海洋と華僑資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p>3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>		<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>		<p>15. 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>
	<p>4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>		<p>10. 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する</p>		<p>16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>		<p>11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</p>		<p>17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手順を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる</p>
	<p>6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>		<p>12. つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>		










出典 外務省ホームページ掲載「持続可能な開発のための2030アジェンダ」

② 本計画とSDGs

本市では、国（内閣府地方創生推進事務局）において、市が提案した『持続可能な都市経営「SDGs未来都市かまくら」の創造』が、「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定されたことから、本計画の上位計画である第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画において、達成に向けて令和7年度（2025年度）までに取組む方向性とその実現に向けた取組みを示しています。本計画においても、SDGsの視点について配慮しながら策定します。

◆SDGsの目標達成に向けた取組の方向性

SDGsのゴール	市としての取組の方向性
      	<p>障害のある人もない人もだれもが心身ともに健康で健やかに暮らすことができるよう、障害福祉サービス等の充実と質の向上を図ります。また、就労支援や教育などの様々な分野において、関係機関が互いに連携し、課題やニーズを相談・解決する仕組みづくりを進めます。</p>

2 計画の位置づけ

「鎌倉市障害者福祉計画」は「鎌倉市障害者基本計画」、「鎌倉市障害福祉サービス計画」及び「鎌倉市障害児福祉計画」で構成されています。

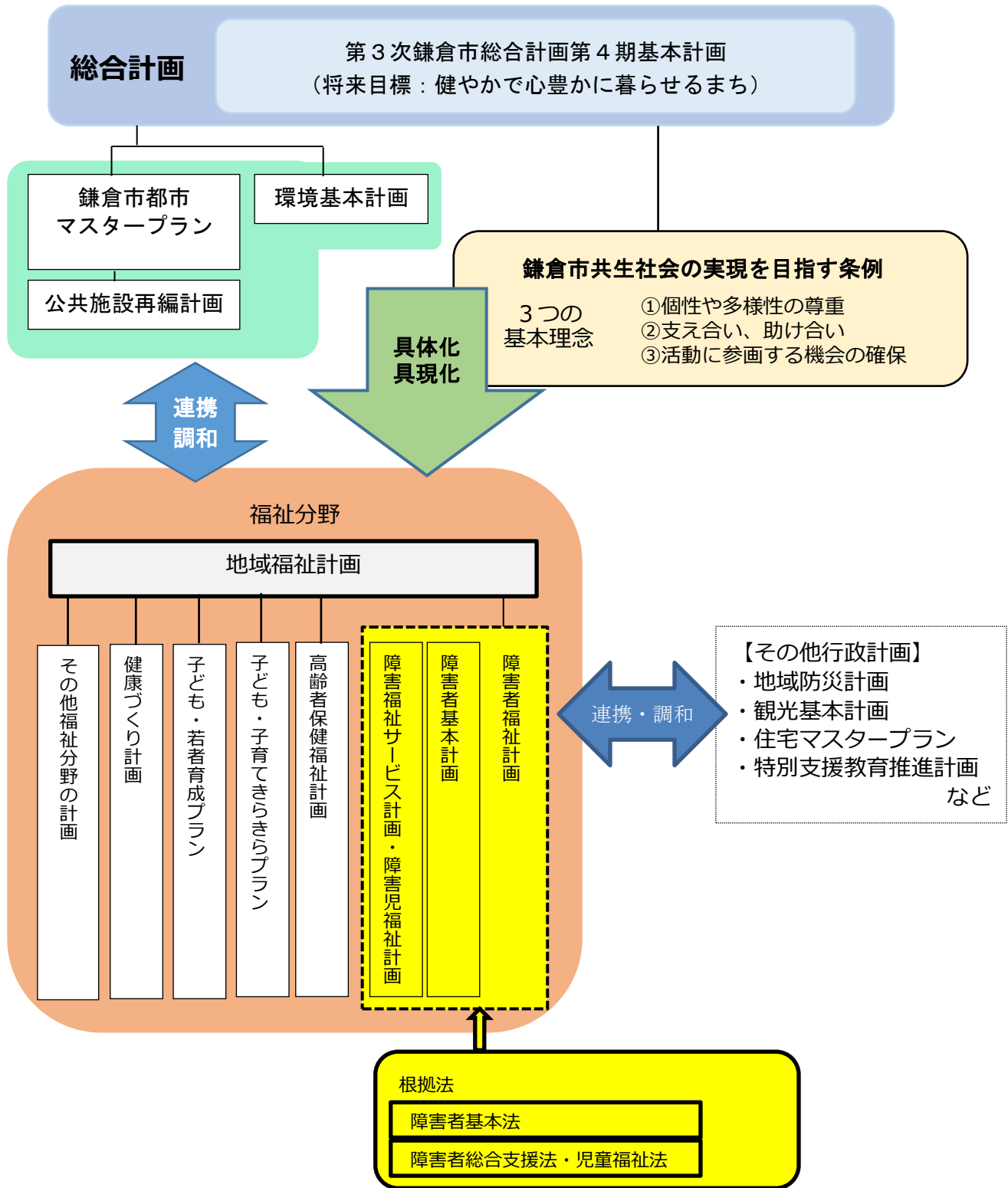
「鎌倉市障害者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画です。障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために国が策定している「障害者基本計画」及び神奈川県「当事者目線の障害福祉推進条例に基づく計画」を基本とし、鎌倉市における障害者のための施策に関する基本的な計画となります。福祉だけでなく、保健医療、教育、就労雇用など、広い分野にわたって鎌倉市の障害者施策の総合的な展開、推進を図るための計画に位置づけられます。また、本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画である「鎌倉市地域福祉計画」の分野別計画として位置づけられています。

「鎌倉市障害福祉サービス計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画です。国の定める基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保と障害者総合支援法で定める業務の円滑な実施に関する計画となります。「鎌倉市障害者基本計画」の中で、福祉・生活支援などの施策となっている障害福祉サービスの給付などに関して、具体的な成果目標や見込量などを設定しているものです。

なお、児童福祉法の改正により、平成30年度（2018年度）から障害児福祉計画を定めることとなりました。総合支援法の障害福祉計画と一体的に策定することができるため、「鎌倉市障害児福祉計画」は「鎌倉市障害サービス計画」と一体的に策定をしています。

「鎌倉市障害者福祉計画」は、「第3次鎌倉市総合計画」の部門別計画として、「鎌倉市高齢者保健福祉計画」「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」「鎌倉市健康づくり計画」「鎌倉市住宅マスタープラン」「鎌倉市特別支援教育推進計画」など、関連する他の行政計画とも連携しながら、また、本市で策定している、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」や「鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する条例」などの関連条例についても、考慮しながら、施策の推進を図っていきます。

計画の位置づけ図



3 計画期間

① 鎌倉市障害者基本計画

「第4期鎌倉市障害者基本計画」は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間を計画期間とします。

② 鎌倉市障害福祉サービス計画・鎌倉市障害児福祉計画

「第7期鎌倉市障害福祉サービス計画（第3期障害児福祉計画）」は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までを計画期間とします。

各計画について、国の障害者福祉政策の大幅な見直し等が行われた場合には、計画期間中でも見直しを行うこととします。

	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 9年度 (2027年度)	令和 10年度 (2028年度)	令和 11年度 (2029年度)
鎌倉市 障害者基本計画	第4期					
鎌倉市 障害福祉サービス計画	第7期					
鎌倉市 障害児福祉計画	第3期					

第2章 成果目標

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国が示した基本指針に即して、必要な障害福祉サービスや障害児通所支援などの提供体制の確保に向けた本市の成果目標や今後の考え方を示します。

各項目で^基と記載している内容は、第4期鎌倉市障害者基本計画第4章の関連箇所を示しています。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

^基 2-(2)・6-(2)

地域生活への移行を進める観点から、施設入所者のうち自立訓練等を利用し、地域生活（グループホーム、一般住宅等）に移行する人の目標値を設定します。

また、地域移行を進める際には、施設入所者本人の意向について、適切に意思決定支援を行いつつ確認します。加えて、地域生活支援拠点の整備を通じて、地域における体験の機会・場の提供を目指します。

(1) 福祉施設から地域生活への移行者数

国指針	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行。
目標等の考え方	令和4年度末の入所者数（ <u>102人</u> ）のうち、6%（ <u>6.12人</u> ）を超える人数（ <u>7人</u> ）を目標値として設定します。 成果目標達成のため、地域生活支援拠点整備事業における機能のうち、特に「体験の機会・場の提供」、「専門的人材の確保・育成」及び「地域の体制づくり」の3機能の整備をすすめ、地域生活への移行を目指します。また、地域移行先として期待されるグループホームの整備をすすめていきます。

目標値	7人
-----	----

目標値（年度毎）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2人	2人	3人

実績等

計画期間	第6期（第2期）		
	R3	R4	R5
目標	7人		
実績	0人	1人	-

(2) 施設入所者数の削減

国指針	令和8年度末時点で令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。
目標等の考え方	地域移行等により、一定の施設退所者は見込まれますが、施設入所支援利用のニーズは常に一定程度あり、目標値を設定することは困難かつ実態に沿わないと考え、 <u>目標値は設定しません</u> 。年度末時点での施設入所者数及び年度毎の新規入所者数の把握は引き続き行います。

実績等

期数（計画期間）	第6期（第2期）		
	R3	R4	R5
施設入所者数	102人	102人	—
新規入所者数	7人	6人	—

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

基 6-(1)・6-(2)

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」とは、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステムのことで

す。計画的に地域の基盤を整備するとともに、市や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していきます。

(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

国指針	<ul style="list-style-type: none"> ア 協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定 イ 協議の場における分野別の参加者数の見込みを設定 ウ 協議の場における目標設定及び評価の実施回数見込みを設定
目標等の考え方	<p>鎌倉市障害者支援協議会の<u>精神保健福祉部会を協議の場に位置付け</u>、目標を設定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 精神保健福祉部会の開催回数は年3回を予定しているため、<u>年3回</u>と設定します。 イ 現時点での精神保健福祉部会の構成員を基に、設定します。 ウ 精神保健福祉部会の委員の任期は2年間であり、令和6年度が新委員の任期の初年度となります。<u>回数見込みの設定は困難であるため、実施予定のみ設定</u>します。

目標等	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ア 開催回数	3回	3回	3回
イ 参加者数	要調整	要調整	要調整
ウ-1 目標の設定	第1回部会開催時に <u>2か年にわたる目標を設定</u> し、随時設定した目標の見直しを行う。	随時設定した目標の見直しを行う。	第1回部会開催時に <u>2か年にわたる目標を設定</u> し、随時設定した目標の見直しを行う。
ウ-2 評価の実施	随時目標に対する達成状況を確認する。	第3回部会開催時に <u>設定した目標に対する振り返り、評価</u> を行う。	随時目標に対する達成状況を確認する。

実績等

期数（計画期間）	第5期（第1期）			第6期（第2期）		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
目標	令和2年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。			協議の場を設置し、その運用状況について検証しながら精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。		
協議内容	鎌倉市障害者支援協議会に精神保健福祉部会を設置、精神障害者に関する地域課題を抽出・協議を実施した。		精神保健福祉部会における協議をふまえ、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」検討部会を設置し、協議をすすめた。	鎌倉市障害者支援協議会に精神保健福祉部会を設置、地域の人的資源の活用や支援者支援、分野横断的な連携等について具体的な検討を実施した。		
開催回数	4回	4回	2回	3回	3回	—

- (2) 精神障害者の障害福祉サービス等の利用量
 ・第3章障害福祉サービス等の見込量に記載する。

3 地域生活支援の充実

基 6-(1)・6-(2)・6-(3)

障害者等が地域で安心して暮らしていくために、「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場の提供」「専門的人材の確保・育成」「地域の体制づくり」の5つの機能を有する地域生活支援拠点の整備を進めていきます。整備にあたっては、地域における複数の機関が分担して機能を担う、「面的整備型」の手法により整備します。

また、強度行動障害を有する障害者等の支援体制の充実を図るため、ニーズの把握及び地域の関係機関が連携した支援体制の整備を目指します。

(1) 地域生活支援拠点の整備

国指針	<p>ア 地域生活支援拠点の設置箇所数の見込みを設定</p> <p>イ 地域生活支援拠点コーディネーターの配置人数の見込みを設定</p> <p>ウ 地域生活支援拠点が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数について、見込みを設定</p>
目標等の考え方	<p>地域生活支援拠点が有する各機能の整備方針を示したうえで、見込みを設定します。</p> <p>ア 面的整備型の手法による地域生活支援拠点整備に向けて、有する機能ごとの事業所登録制を実施します。登録制の運用が開始されておらず、見込み数の設定が困難であるため、本計画期間においては<u>見込み数を設定せず、次期計画での設定</u>を目指します。</p> <p>イ 障害者等の緊急時における調整等を担う<u>地域生活支援拠点コーディネーター</u>を配置することを目指し、<u>事業の運営状況を踏まえ必要な人数を精査</u>していきます。</p> <p>ウ 地域生活支援拠点運営委員会を令和6年度から設置・運用開始します。鎌倉市障害者支援協議会と協調・連携しながら運用していくことから、<u>鎌倉市障害者支援協議会と同程度の開催頻度</u>を見込みます。</p>

整備方針	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共通する事項	地域生活支援拠点等運営委員会を設置し、拠点等の整備状況及び運営状況について、検証及び検討を行う。		
①相談	・コーディネーター業務委託		
②緊急時の受入れ・対応	・居室確保（委託） ・緊急時支援に関する報酬の創設		
③体験の機会・場	①及び②の支援対象者の事例を用いて、令和7年度以降の事業実施内容を検討する。	・体制整備	
④専門的人材の確保・育成	・既存の地域における取組みを拠点等の取組みに位置付けることについて、検討・調整。 ・上記3事業の実施状況を踏まえて、地域に必要な人材を含めた社会資源の整備を進めていく。		・体制整備

目標等	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ア 設置箇所数	次期計画において見込量を設定するために、年度毎に事業毎の設置箇所数を把握する。		
イ コーディネーターの配置人数	事業の運営状況を踏まえて必要な人数確保する。		
ウ 検証及び検討の実施回数	年3回実施	年3回実施	年3回実施

実績等

期数（計画期間）	第5期（第1期）			第6期（第2期）		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	令和2年度末までに、地域生活支援のための拠点等を1つ整備する。			令和5年度末までに、地域生活支援のための拠点等を1つ整備し、運用状況の検証及び検討を行う。		
実績	検討状況	鎌倉市障害者支援協議会や、圏域ネットワーク会議等において意見交換・事例検討を通じて整備に向けた課題整理を実施した。	鎌倉市障害者支援協議会に地域生活支援拠点検討部会を設置し、整備に向けた具体的な検討を実施した。 緊急時の受入れ・対応について、障害者緊急一時保護事業の対象を拡大することで、一部整備した。	「鎌倉市地域生活支援拠点整備指針」を策定。 拠点整備に向けた具体的な検討を鎌倉市障害者支援協議会等で実施した。		
	整備状況	未整備	一部整備 (緊急時の受入れ・対応)	一部整備 (緊急時の受入れ・対応)		

(2) 強度行動障害者支援（新規）

国指針	令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備する
目標等の考え方	令和4年度に実施した、福祉に関する実態調査において強度行動障害に関する設問を追加し、実態把握に努めています。 今後、障害支援区分認定時の行動関連項目点数を判断基準とし、市が援護する障害者等のうち、強度行動障害を有する者の人数を把握します。 上述の方法で把握した、状況や支援ニーズ及び課題等について、地域の関係者で協議する場を設けます。

目標等	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援ニーズ等の把握	各年度4月1日時点の支給決定対象者（障害支援区分認定対象者）のうち、強度行動障害を有する障害者等の人数を把握する。 参考に、人数も記述予定（未）		
協議の場	設置に向けた協議を実施(仮)	協議の場設置・開催(仮)	協議の場開催(仮)

参考

令和4年度実施、「福祉に関する実態調査」及び「鎌倉市障害福祉サービス提供実態調査」（以下、「実態調査等」という）調査結果

（18歳以上調査）

・「あなたは強度行動障害と思われる行動がありますか。」という設問に対して、「ある」が6.4%、「ない」が76.5%となっており（n=879）、「ある」と回答したものに対して、困りごと及び困り感についての問う設問では以下の表のような結果となった。

n=56

困っていること	困り感 ← 弱い → 強い						ない
	0点	1点	2点	3点	4点	5点	
困っていること							
ひどい自傷	8	9	6	10	7	3	9
強い他傷	15	4	7	3	2	2	19
激しいこだわり	2	5	11	6	15	9	3
激しい物壊し	13	7	7	8	2	6	10
睡眠の大きな乱れ	6	7	9	5	11	8	6
食事関係の強い障害	12	5	4	3	5	8	16
排泄関係の強い障害	12	12	1	4	3	2	18
著しい多動	14	5	4	9	1	4	13
著しい騒がしさ	10	9	2	10	4	4	14

(18歳未満調査)

・「対象児は強度行動障害と思われる行動がありますか。」という設問に対して、「ある」が13.3%、「ない」が86.3%となっており (n=249)、「ある」と回答したものに対して、困りごと及び困り感についての問う設問では以下の表のような結果となった。

n=33

困っていること	困り感						ない
	0点	1点	2点	3点	4点	5点	
ひどい自傷	8	7	3	5	2	1	7
強い他傷	5	5	6	5	2	0	10
激しいこだわり	3	2	4	5	8	10	1
激しい物壊し	7	4	3	4	5	3	7
睡眠の大きな乱れ	8	5	3	4	0	5	8
食事関係の強い障害	9	4	3	2	4	2	9
排泄関係の強い障害	13	1	3	0	3	0	12
著しい多動	2	8	1	8	2	8	4
著しい騒がしさ	3	5	3	7	4	4	7

(事業所向け調査)

・「強度行動障害と思われる利用者はいますか。」という設問に対して、「ある」が23.9%、「ない」が76.1%となっており (n=46)、「いる」と回答したものに対して、困りごと及び困り感についての問う設問では以下の表のような結果となった。

n=11

困っていること	困り感						ない
	0点	1点	2点	3点	4点	5点	
ひどい自傷	3	1	1	2	1	1	1
強い他傷	1	1	2	1	1	1	3
激しいこだわり	0	0	4	2	2	3	0
激しい物壊し	2	1	4	2	0	1	0
睡眠の大きな乱れ	2	3	2	1	2	0	1
食事関係の強い障害	2	1	2	4	0	1	1
排泄関係の強い障害	5	0	0	2	2	0	1
著しい多動	4	1	1	1	2	1	0
著しい騒がしさ	4	2	1	0	1	2	0

4 福祉施設から一般就労への移行等

基 8-(1)・8-(2)

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を利用して一般就労へ移行する人の数について、目標値を設定します。また、就労移行支援事業については、事業所毎の就労移行率に関する目標値も設定します。

あわせて、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業についても利用者数及び事業所毎の就労定着率に係る目標値を設定します。

(1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

国指針	<p>ア 就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者を、令和3年度実績の1.28倍以上とする。</p> <p>イ アのうち、就労移行支援事業を利用して一般就労に移行する者を、令和3年度実績の1.31倍以上とする。</p> <p>ウ アのうち、就労継続支援A型事業を利用して一般就労に移行する者を、令和3年度実績の1.29倍以上を目指す。</p> <p>エ アのうち、就労継続支援B型事業を利用して一般就労に移行する者を、令和3年度実績の1.28倍以上を目指す。</p>
目標値の考え方	<p>令和3年度について、コロナ禍の影響により一般就労への移行者数が伸び悩んでいることを鑑み、目標値の設定にあたっては令和3年度及び令和4年度の実績の平均値を用い、国指針に定める倍率をかけた数値を目標値とします。</p>

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ア 一般就労移行者	32人	35人	38人
イ うち、就労移行支援事業利用者	25人	28人	31人
ウ うち、就労継続支援A型事業利用者	3人	3人	3人
エ うち、就労継続支援B型事業利用者	4人	4人	4人

実績等

期数（計画期間）	第6期（第2期）		
	R3	R4	R5
一般就労移行者（目標）	計画期間終了年度のみ 目標値設定		40人
一般就労移行者（実績）	23人	36人	—
うち、就労移行支援（目標）	計画期間終了年度のみ 目標値設定		10人
うち、就労移行支援（実績）	21人	25人	—
うち、就労継続支援A型（目標）	計画期間終了年度のみ 目標値設定		3人
うち、就労継続支援A型（実績）	2人	4人	—
うち、就労継続支援B型（目標）	計画期間終了年度のみ 目標値設定		9人
うち、就労継続支援B型（実績）	0人	7人	—

(2) 就労移行支援事業所における一般就労移行率（新規）

国指針	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
目標値の考え方	市内就労移行支援事業所4事業所のうち、一般就労移行率が5割以上の事業所は2事業所でした。継続して同水準の維持を目標値とします。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
割合	5割	5割	5割

(3) 就労定着支援の利用者数

国指針	就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とする。
目標値の考え方	令和3年度の就労定着支援利用者数は、31人でした。 就労定着支援事業については、サービス内容からコロナ禍の影響を受けづらいたと考え、目標値の設定にあたっては令和3年度実績を用います。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援利用者数	35人	39人	44人

実績等

期数（計画期間）	第6期（第2期）		
	R3	R4	R5
就労定着支援利用者（目標）	計画期間終了年度のみ 目標値設定		7人
就労定着支援利用者（実績）	31人	32人	—

(4) 就労定着支援事業所における就労定着率

国指針	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。
目標値の考え方	就労定着支援事業は市内3事業所で実施しており、3事業所ともに就労定着率が7割以上です。引き続き同水準の維持を目標値とします。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
割合	10割	10割	10割

5 障害児支援の提供体制の整備等

基 1- (1)・5- (1)・6- (2)・6- (3)・7- (1)・7- (2)
 障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供体制を整備することが求められています。

(1) 児童発達支援センターの設置

国指針	児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置する。
目標等の考え方	児童発達支援センターについては、児童発達支援センターあおぞら園を設置し、運営については指定管理者制度を導入しています。障害児相談支援事業及び保育所等訪問支援事業も同センターで実施しており、障害児支援における中核的な役割を担っています。 児童発達支援センターに期待する機能・役割等について記載予定

目標等	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援センターの設置	1か所設置済み (令和7年度まで社会福祉法人県央福祉会への指定管理)		
機能等			

(2) 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

国指針	<p>障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援事業等を活用しながら、令和8年度末までに障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。</p>
目標等の考え方	<p>保育所等訪問支援事業は、児童発達支援センターを含め市内5か所で実施しています。保育所等訪問支援事業の効果的な実施には、単純な事業所数の確保のみでなく、受け入れ側（保育園、幼稚園及び学校等を含む地域社会）の体制整備も重要です。こうした背景も捉え、慎重に障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を整備していきます。</p> <p>具体的には、幼稚園・保育園等における障害児支援の中核となる人材育成のための発達支援コーディネーター養成事業の実施や、出張相談の実施（各子育て支援センターで専門職員による相談を実施）、ペアレント・トレーニングをはじめとした家族支援の充実等、地域支援機能を強化していきます。</p>

目標等	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援の実施事業所数	5か所	5か所	5か所
発達支援コーディネーターの養成	養成研修の実施	養成研修の実施 全園への配置	未定
出張相談の実施	月3回実施	月3回実施	月3回実施
ペアレント・トレーニングの実施	1クール 8回	1クール 8回	1クール 8回

実績等

期数（計画期間）	第6期（第2期）		
	R3	R4	R5
保育所等訪問支援の実施事業所数 （実績）	2か所	3か所	5か所 （R5.10月時点）
発達支援コーディネーターの養成 （実績）	修了者 12名	修了者 16名	—
出張相談の実施	—	—	—
ペアレント・トレーニングの実施 （実績）	1クール 9回4人	1クール 9回5人	—

(3) 主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保

国指針	<p>重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所（児童発達支援及び放課後等デイサービス）を少なくとも1か所以上確保する。</p>
目標等の考え方	<p>本市では、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供する多機能型事業所が1つあります。その他、児童の状況に応じて重症心身障害児の支援を個別に行っている事業所もあります。</p> <p>また、主に重症心身障害児を支援する事業所を確保したのみでは、障害の程度は比較的軽度だが医療的ケアを必要とする児童（いわゆる「歩ける医ケア児」）への対応についての課題は解消されません。</p> <p>現状、児童発達支援センターを除く児童発達支援事業所で看護師等を配置する事業所は無く、放課後等デイサービスについても非常勤の看護職員等を配置する事業所が1か所のみとなっています。常時もしくは必要時に看護師等を配置し支援を行うことができる事業所についても、整備をすすめる必要があります。</p>

目標等	令和6年度	令和7年度	令和8年度
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1か所	1か所	1か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1か所	1か所	1か所

(4) 医療的ケア児等支援のための協議の場及びコーディネーターの配置（一部新規）

国指針	<p>医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに保健、医療、障害福祉、保育及び教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。</p>
目標等の考え方	<p>令和元年度から、鎌倉市発達支援システムネットワークの推進委員会を医療的ケア児等についての協議の場に位置付けています。今後、医療的ケア児等についての専門的な協議を深めていきます。</p> <p>また、医療的ケア児等コーディネーターについては横須賀三浦圏域において配置運用の方法の検討を重ね、各市町それぞれに設置する方針となりました。令和6年度から1名配置することを目指し、以降は運用状況を踏まえて必要な体制について検討していきます。</p> <p>各市町へのコーディネーター設置後も、横須賀三浦圏域におけるランチコーディネーター（圏域の取りまとめ役）を通じて、横須賀三浦圏域市町及び県との連携を深め、医療的ケア児等が地域で適切な支援を受けられる体制構築を目指します。</p>

目標等	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場	設置済み 鎌倉市発達支援システムネットワークに医療的ケア児等に関する専門部会を設置していく方針。		
医療的ケア児等 コーディネーター	1名配置	1名配置を基本とし、運用状況を踏まえて配置人数を検討する。	

実績等

期数（計画期間）	第6期（第2期）		
	R3	R4	R5
協議の場（目標）	医療的ケア児の支援にかかるコーディネーターの役割や具体的な支援の在り方を検討するなど、協議の場の活用を検討する。		
協議の場（実績）	1回実施	1回実施	—

6 相談支援体制の充実・強化等

基 6-(1)

相談支援体制の充実・強化等を推進するために、基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制強化が求められています。

また、令和6年4月から、地域における協議会（鎌倉市における、鎌倉市障害者支援協議会）の構成員に対して守秘義務が課されるとともに、関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務が課されることとなったことから、協議会において個別の事例検討を通じて抽出される課題を踏まえて地域の支援体制の整備を図ることが重要とされています。

(1) 基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

国指針	<p>相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが以下の体制を確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 訪問等による専門的な指導・助言 イ 相談支援事業所の人材育成支援 ウ 相談機関との連携強化の取組み実施 エ 個別事例の支援内容の検証 <p>加えて、基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数見込み（オ）を設定する。</p>
目標等の考え方	<p>本市においては、平成28年度から鎌倉市基幹相談支援センターを委託し実施しています。国指針に掲げる目標については令和4年度の実績を基に設定します。具体的な内容及び件数等は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 市内事業所等からの障害に関する相談への助言、関係機関紹介 イ 相談支援事業所の人材育成支援 ウ 相談機関との連携強化の取組み実施 エ 個別事例の支援内容の検証 オ 主任相談支援専門員の配置

目標等		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター	設置	設置済み		
	指導・助言	調整中		
	人材育成支援	7回	7回	7回
	相談機関との連携強化	5回	5回	5回
	個別支援内容の検証	調整中		
	主任相談支援専門員の人数	3人	3人	3人

実績等

期数（計画期間）		第6期（第2期）		
		R3	R4	R5
基幹相談支援センター	設置	設置済み		
	指導・助言	1,231件（相談件数） 10か所（事業所訪問）	1,462件（相談件数） 13か所（事業所訪問）	—
	人材育成支援	7回	7回	—
	相談機関との連携強化	7回	5回	—
	個別支援内容の検証	確認中		—
	主任相談支援専門員の人数	2人	3人	—

(2) 個別事例を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組み（障害者支援協議会）
（新規）

国指針	<p>地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組みを行うとともに、この取組みを行うために必要な協議会の体制を確保、以下の項目について見込みを設定する。</p> <p>ア 相談支援事業所の参画による事例検討実施回数 イ 事例検討会への参加事業者・機関数 ウ 専門部会の設置数 エ 専門部会の実施回数</p>
目標等の考え方	<p>協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組みは、鎌倉市障害者支援協議会に設置した「地域事例みえるか会議」及び「地域生活支援部会」を活用し、推進していきます。特に、「地域事例みえるか会議」は鎌倉市の相談支援における中心的な役割を担う事業者が参画する会議となっています。</p> <p>各会議体や地域における事業所等の連絡会等も含め、有機的なつながりを強めていくことが、協議会の機能の強化につながると考えます。その視点を基本とし、各項目の見込みを設定します。</p>

目標等	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事例検討実施回数	要調整		
参加事業者・機関数	調整実施予定（候補者等選定作業）		
専門部会の設置数	3部会（2か年で実施） ・地域生活支援 ・精神保健福祉 ・子ども		3部会を基本とし、令和6年度及び令和7年度の取組みを勘案して設定する。
専門部会の実施回数	各部会3回	各部会3回	各部会3回

参考

実施年度	令和4年度	令和5年度
事例検討実施回数	地域事例みえる化会議を設置 4回開催	※R5年度について、地域生活支援拠点等の整備について重点的に協議するため、開催頻度を減らして実施。
専門部会の設置数	3部会（地域生活支援部会・精神保健福祉部会・こども応援部会）	
参加事業者・機関数	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援部会（8人） サービス提供事業所職員：4人 相談支援専門員：2人 当事者（知的障害）：1人 社会福祉協議会職員1人 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉部会（9人） 保健福祉事務所職員：1人 家族会（精神障害）：1人 当事者（精神障害・ピアサポーター）：2人 学識経験者：1人 サービス提供事業所職員：1人 相談支援専門員：1人 医療機関ケースワーカー：2人 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・こども応援部会（8人） 教育委員会：2人 行政職員（子ども関連部署）：1人 相談支援専門員：2人 学識経験者：1人 サービス提供事業所職員：1人 その他：1人 	
専門部会の実施回数	各3回	各3回

7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

基 6-(3)

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要な障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。

そのため、市職員自身の知識向上を図るとともに、障害福祉サービス等の利用状況の把握に努めていきます。

また、各障害福祉サービス等事業所の正確な請求事務実施及び適正な運営体制の確保のための取組みが求められています。

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

国指針	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込みを設定する。
目標等の考え方	<p>神奈川県実施の研修については、初任者向けの内容を含むものも多く、新規採用職員数等の見込むことが困難な要因による変動が大きいため、数値での見込みは設定しないこととします。</p> <p>(参考：県実施研修一覧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待防止・権利擁護研修 ・ 市町村障害福祉担当職員研修 ・ 身体障害者手帳、療育手帳交付担当職員研修 ・ 早期療育普及研修 ・ 市町村意思疎通支援担当者研修会 ・ 市町村聴覚障がい理解講座 ・ 精神保健福祉基礎研修 ・ 障害支援区分認定調査員研修 ・ 市町村職員新任研修（児童福祉主管課向け） ・ 要保護児童対策地域協議会調整担当者研修

目標等	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修への参加	見込みは設定しない		

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用

<p>国指針</p>	<p>障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を、事業者や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。</p>
<p>目標等の考え方</p>	<p>各障害福祉サービス等事業所から行われる請求内容から、誤りが多い点や、注意すべき点について分析を行います。また、各事業所からよくある問合せ等をまとめ、それらの結果を共有することで、請求誤り及び問合せの低減を図ります。</p> <p>関係自治体等との情報共有体制については、請求等審査システムの提供事業者が開催する地域勉強会・意見交換会に継続して参加することで構築していきます。</p> <p>また、障害福祉サービスは概ね3年に一回報酬体系の見直し（報酬改定）が行われ、次の報酬改定は令和6年度となります。報酬改定への対応は各事業所にとって相当な負担となっているため、改定内容について早急に各事業所に向けて周知を行う体制を整えます。</p>

目標等	令和6年度	令和7年度	令和8年度
<p>審査結果共有体制 (事業所向け)</p>	<p>体制構築に向けた協議を実施(仮)</p>	<p>サービス種別毎（通所系・居住系・訪問系・児童通所系・相談系）に各1回開催。 サービス種別毎の連絡会がある場合、その場を活用（訪問系・児童通所系・相談系は連絡会あり）。</p>	
<p>審査結果共有体制 (関係自治体)</p>	<p>年1回以上</p>	<p>年1回以上</p>	<p>年1回以上</p>

第3章 障害福祉サービス等の見込量

1 障害福祉サービス等の見込量算出方法

障害福祉サービス等の見込量は、国指針に定められている内容を踏まえ、過去のサービス量の実績を分析し、地域の実情を踏まえた上で設定することとしています。

本計画では、過去のサービス量の実績及び令和4年度に市が実施した実態調査等の結果から障害者等のサービス利用に関する意向や今後の障害福祉サービス等事業所の動向も勘案し、見込量を設定しました。

なお、新型コロナウイルスの影響を受け、大きく実績が変動していると考えられるサービスも見受けられるため、そのような背景も考慮しています。

上記を踏まえ、以下のとおり算出方法を設定しました。

方法	<p>厚生労働省作成「障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAマニュアル」において、2つの算出方法が例示されています。</p> <p>①過去のサービス量実績の変化率の平均を用いたサービス見込量推計の方法</p> <p>②人口当たり利用率を用いたサービス見込量推計方法</p> <p>本市の人口が横ばいしないしは減少の傾向が続く中、障害福祉サービス等の利用量は増加しています。そのため②の方法を用いることは適当でないと考え、①の方法を採用します。</p>
具体的な計算内容等	<p>①平成30年度～令和4年度までの障害福祉サービス等の利用実績から、年度毎の変化率を算出し、その幾何平均を求める。</p> <p>②令和4年度の利用実績に①で求めた幾何平均の2乗をかけると、令和6年度の見込み量となる。令和7年度は3乗を、令和8年度は4乗をかけ、見込み量を算出する。</p>
留意事項	<p>令和元年度～令和3年度までの実績は新型コロナウイルスの影響を受け、利用実績が少なくなっている事業があります。</p> <p>また、新型コロナウイルスの影響によらず、利用が無いもしくは利用実績の増減が極端に大きい事業についても考慮しています。</p> <p>加えて、実態調査等の結果を踏まえた見込み量の調整も行っています。</p> <p>単位を/月で示す実績及び見込みについては、各年度3月の数値となります。</p>

また、地域生活支援事業に関しては、障害福祉サービス等の見込み量の算出方法を基本としつつ、各事業の特性や過去の実績等を踏まえて見込量を算定しています。

なお、記載されている事業所数及び定員総数は令和5年（2023年）4月1日時点の状況となっています。

2 障害福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

サービス	単位	R 4 実績	R 6 見込み	R 7 見込み	R 8 見込み	見込量の考え方・見込量確保のための方策
居宅介護	時間 /月	4,225.5	4,652	4,881	5,121	
	人 /月	199	205	209	212	
	箇所	34				
重度訪問介護	時間 /月	1,665	1,969	2,141	2,328	
	人 /月	8	11	13	15	
	箇所	29				
同行援護	時間 /月	1,032	1,174	1,253	1,336	
	人 /月	40	43	44	46	
	箇所	9				
行動援護	時間 /月	507	536	551	567	
	人 /月	32	33	34	34	
	箇所	3				
重度障害者等 包括支援	時間 /月	0	0	0	0	
	人 /月	0	0	0	0	
	箇所	0				

(2) 日中活動系サービス

サービス	単位	R 4 実績	R 6 見込み	R 7 見込み	R 8 見込み	見込量の考え方・見込量確保のための方策
生活介護	人日 /月	7,632	8,258	8,591	8,936	
	人 /月	400	431	447	464	
	箇所	15				
	定員	457				

サービス	単位	R 4 実績	R 6 見込み	R 7 見込み	R 8 見込み	見込量の考え方・見込量確保のための方策
自立訓練 機能訓練	人日 /月	0	20	20	20	
	人 /月	0	1	1	1	
	箇所	0				
	定員	0				
自立訓練 生活訓練	人日 /月	547	835	1,031	1,273	
	人 /月	44	54	60	67	
	精神 障害 の利用者 /年	47	56	58	60	
	箇所	2				
	定員	34				

就労移行支援	人日 /月	1,068	1,338	1,498	1,677
	人 /月	60	70	76	82
	箇所	4			
	定員	74			
就労定着支援	人 /月	32	35	39	44
	箇所	2			
就労選択支援	人 /月			0	2
	箇所				
就労継続支援 A型	人日 /月	778	849	887	927
	人 /月	38	40	41	42
	箇所	5			
	定員	72			
就労継続支援 B型	人日 /月	4,139	4,488	4,674	4,867
	人 /月	277	295	304	313
	箇所	17			
	定員	309			

サービス	単位	R4 実績	R6 見込み	R7 見込み	R8 見込み	見込量の考え方・見込量確保のための方策
療養介護	人 /月	19	21	23	24	
	箇所	1				
	定員	72				
短期入所 福祉型	人日 /月	459	484	496	509	
	人 /月	85	87	89	91	
	箇所	4				
	定員	—				
短期入所 医療型	人日 /月	6	8	9	10	
	人 /月	3	4	4	5	
	箇所	2				
	定員	—				

(3) 居住系サービス

サービス	単位	R4 実績	R6 見込み	R7 見込み	R8 見込み	見込量の考え方・見込量確保のための方策
自立生活援助	人日 /月	0				
	うち 精神	0				
	人 /月	0				
	うち 精神	0				
	箇所	0				
	定員	0				
共同生活援助	人 /月	207	259	290	325	
	精神 障害 の利用者 /年	71	98	116	136	
	箇所	33	37	39	41	
	定員	172				
施設入所支援	人 /月	102	96	94	91	
	箇所	1				
	定員	50				

(4) 相談支援

サービス	単位	R4 実績	R6 見込み	R7 見込み	R8 見込み	見込量の考え方・見込量確保のための方策
計画相談支援	人 /月	248	270	282	294	
	箇所	15				
地域移行支援	人 /年	3	4	4	5	
	精神 障害 の利用者	3	4	4	5	
	箇所	3				
地域定着支援	人 /年	0	1	1	2	
	精神 障害 の利用者	0	1	1	2	
	箇所	3				

3 障害児通所支援等の見込量

(1) 障害児通所支援

サービス	単位	R 4 実績	R 6 見込み	R 7 見込み	R 8 見込み	見込量の考え方・見込量確保のための方策
児童発達支援	人日 /月	1,278	1,547	1,701	1,871	
	人 /月	116	140	154	170	
	箇所	14				
	定員	160				
医療型児童発達支援	人日 /月	0	0	0	0	
	人 /月	0	0	0	0	
	箇所	0				
	定員	0				
放課後等デイサービス	人日 /月	3,649	4,088	4,326	4,578	
	人 /月	296	347	375	406	
	箇所	20				
	定員	215				
保育所等訪問支援	人日 /月	22	29	36	43	
	人 /月	13	17	21	25	
	箇所	3				

居宅訪問型児童発達支援	人日 /月	0	0	0	0	
	人 /月	0	0	0	0	
	箇所	0				

(2) 障害児相談支援

サービス	単位	R4 実績	R6 見込み	R7 見込み	R8 見込み	見込量の考え方・見込量確保のための方策
障害児相談支援	人 /月	86	116	135	157	
	箇所	14				

(3) 家族支援体制整備

サービス	単位	R4 実績	R6 見込み	R7 見込み	R8 見込み	見込量の考え方・見込量確保のための方策
ペアレントトレーニング	人 /月	1クール 9回5人	1クール 8回	1クール 8回	1クール 8回	

4 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業について、事業の種類ごとに実施に関する考え方、見込量及び見込量の確保のための方策を定めます。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁（バリア）」の除去及び共生社会の実現を図ることを目的とし、地域住民の理解を深めるための「心のバリアフリー」の推進を図るための研修及び啓発活動を実施します。

事業	R4 実績	R6 見込み	R7 見込み	R8 見込み	実施内容と今後の考え方
理解促進研修 啓発事業	実施	実施	実施	実施	市民等への啓発を目的とした障害理解に関する講演会等の企画・開催の実施及び「鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会」を通じて、合理的配慮の推進に資する取組みなどを実施しています。 引き続き同取組みの実施するとともに、各種事業の周知に努めます。

② 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援することにより、「心のバリアフリー」の推進及び共生社会の実現を図ります。

事業	R4 実績	R6 見込み	R7 見込み	R8 見込み	実施内容と今後の考え方
自発的活動支 援事業	未実施	実施	実施	実施	障害者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組に対し、補助金を交付する制度は整備済みだが、補助金の交付実績が無い状況となっています。 本事業の周知を図り、補助金の活用による自発的活動の実施を推進します。

③ 相談支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、権利擁護のために必要な援助等を実施します。

事業		R4 実績	R6 見込み	R7 見込み	R8 見込み	実施内容と今後の考え方
障害者相談 支援事業	実施箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	<p>障害者等の状況や環境に応じて、効果的かつ効率的に福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、関係機関とのネットワーク構築及び権利擁護・虐待の防止に関する取組みを行います。</p> <p>障害者相談支援事業は、市内3者の指定特定相談支援事業者に委託し、実施しています。</p> <p>地域生活支援拠点等整備事業や、重層的支援体制整備事業の実施において、重要な役割を果たすことが考えられることから、引き続き必要な体制整備を行います。</p>
	実利用者	416人	430人	444人	458人	
基幹相談支援センター 設置		有	有	有	有	第2章6(1)のとおり実施します。
基幹相談支援センター 等機能強化事業		実施	実施	実施	実施	<p>専門職（相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）による各障害の種別や各種のニーズに対応出来る総合的な相談支援を行うことにより、支援困難事例への対応を行います。</p> <p>本事業は、鎌倉市基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業を委託する3者に委託し実施しています。</p> <p>引き続き、障害者相談支援事業委託事業者と基幹相談支援センターの連携強化を図り、地域の相談支援体制を構築します。</p>
住宅入居等支援事業		実施 7件	実施	実施	実施	<p>賃貸契約等による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、必要な調整等を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援します。</p> <p>本事業は、障害者相談支援事業を委託する3者に委託し、実施しています。</p> <p>引き続き障害者等の地域生活の支援のため、関連する居住支援施策との連携を踏まえて事業を実施します。</p>

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用と認められる知的障害者や精神障害者に対して、成年後見制度の利用を支援することで権利擁護を図ります。

事業	R4 実績	R6 見込み	R7 見込み	R8 見込み	実施内容と今後の考え方
成年後見制度 利用支援事業	17人 /年	21人 /年	23人 /年	25人 /年	<p>成年後見制度の利用に要する費用のうち、申し立てに要する経費及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助します。</p> <p>(補助額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申立費用：精神鑑定に係る費用 上限 50,000 円 ・報酬費用：上限 28,000 円/月（在宅） 上限 20,000 円/月（施設等） <p>引き続き同制度の維持により障害者等の権利擁護を図ります。</p>

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

事業	R4 実績	R6 見込み	R7 見込み	R8 見込み	実施内容と今後の考え方
成年後見制度 法人後見支援 事業	実施	実施	実施	実施	

⑥ 意思疎通支援事業

障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、円滑な意思疎通を支援します。

事業		R4 実績	R6 見込み	R7 見込み	R8 見込み	実施内容と今後の考え方
意思疎通 支援事業	手話通訳者 派遣事業	210回	254回	280回	307回	意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行うとともに、障害福祉課に常時手話通訳者を設置しています。
	要約筆記者 派遣事業	41回	45回	49回	55回	意思疎通支援のニーズに対応するために、引きつづき手話通訳や要約筆記の人材育成に取り組むとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣等の制度周知に努めます。
	手話通訳者 設置事業	1.5人 /日	1.5人 /日	1.5人 /日	1.5人 /日	また、令和3年(2021年)7月に「鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する条例」を施行したことを踏まえ、障害者等が利用しやすい多様な手段による情報発信に努めます。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、日常会話を行うのに必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

事業	R4 実績	R6 見込み	R7 見込み	R8 見込み	実施内容と今後の考え方
手話奉仕員 養成研修事業	修了者 15名	修了者 20名	修了者 20名	修了者 20名	<p>委託により手話講習会を実施し、手話奉仕員を養成しています。手話奉仕員は手話講習会(入門・基礎編)を修了した者で、手話講習会(入門・基礎編)は20名を定員として受講募集を行っています。</p> <p>加えて、入門・基礎課程の修了者及び同等の手話技術を有する者を対象とした手話講習会(応用編)を実施し、手話表現技術の向上を図っています。</p> <p>令和5年度からは、初學者向けの「はじめての手話講座」を開催し、より広く手話表現技術を習得する機会を設けています。</p> <p>引き続き同講座の実施による手話奉仕員の養成及びその他の手話の普及等にかかる取組みを推進していきます。</p>

⑧ 日常生活用具給付等事業

障害者等に対して、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。

事業		R4 実績	R6 見込み	R7 見込み	R8 見込み	実施内容と今後の考え方
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	2件	2件	2件	2件	特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるものを給付します。
	自立生活支援用具	8件	8件	8件	8件	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものを給付します。
	在宅療養等支援用具	4件	4件	4件	4件	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものを給付します。
	情報・意思疎通支援用具	22件	22件	22件	22件	点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものを給付します。
	排泄管理支援用具	3,440件	3,814件	4,015件	4,228件	ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものを給付します。
	居宅生活動作補助用具	0件	1件	1件	1件	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うものを給付します。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等の地域における社会生活や社会参加を促すことを目的として社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等のための支援を行います。

事業		R4 実績	R6 見込み	R7 見込み	R8 見込み	実施内容と今後の考え方
移動支援 事業	利用人数	432人	446人	453人	460人	
	利用時間 (時間/年)	23,191	27,553	30,033	32,735	

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障害者等の地域生活支援の促進のため、創作的活動や生産活動、社会との交流活動の機会を提供する地域活動支援センターの機能を充実、強化を行います。

事業		R4 実績	R6 見込み	R7 見込み	R8 見込み	実施内容と今後の考え方
地域活動 支援セン ター機能 強化事業	設置箇所	10 箇所	10 箇所	10 箇所	10 箇所	
	利用人数	158人	164人	166人	168人	

(2) その他実施する事業（市任意事業）

① 訪問入浴サービス事業

重度の身体障害者の地域での生活を支援するため、居宅を訪問して入浴サービスを提供します。

事業	R4 実績	R6 見込み	R7 見込み	R8 見込み	実施内容と今後の考え方
訪問入浴 サービス事業	442回 /年	495回 /年	524回 /年	555回 /年	

② 日中一時支援事業

障害者等の家族の就労支援や、障害者等を日常的に介護している家族のレスパイトを目的として、障害者等の日中における活動の場を確保します。

事業	R4 実績	R6 見込み	R7 見込み	R8 見込み	実施内容と今後の考え方
日中一時支援 事業	160回 /年	225回 /年	267回 /年	316回 /年	

③ 巡回支援専門員整備

保育所や幼稚園、子育て支援施設等のこどもや保護者が集まる施設・場に専門職による巡回相談等の支援を実施し、こどもが生活する地域で適切な支援を受けることができる体制整備を図ります。

事業	R4 実績	R6 見込み	R7 見込み	R8 見込み	実施内容と今後の考え方
巡回支援専門員整備	実施	実施	実施	実施	

④ 点字・声の広報等発行

視覚による表現の認識が困難な障害者等のために、点訳、音声訳その他障害者等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障害者等障害者関係事業の紹介、生活情報、その他障害者等が地域生活をするうえで必要度の高い情報などを適宜、障害者等に提供します。

事業	R4 実績	R6 見込み	R7 見込み	R8 見込み	実施内容と今後の考え方
点字・声の 広報等発行	実施	実施	実施	実施	

⑤ 障害者虐待防止対策支援

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的とします。

事業		R4 実績	R6 見込み	R7 見込み	R8 見込み	実施内容と今後の考え方
障害者 虐待防 止対策 支援	緊急一時保 護事業	実施	実施	実施	実施	
	障害者虐待 防止法の普 及啓発事業	実施	実施	実施	実施	

第4章 資料等

- 1 計画策定の経緯
- 2 障害者施策に係る主な法制度等の動向
- 3 福祉に関する実態調査結果
- 4 関連例規等
- 5 用語集

第7期鎌倉市障害福祉サービス計画
(第3期鎌倉市障害児福祉計画)

(令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))

令和 (年) 月発行

発行：鎌倉市
編集：健康福祉部 障害福祉課
鎌倉市御成町18番10号
TEL：0467-23-3000 (内線2693)
FAX：0467-25-1443